

別表1 (第3条関係)

図書の種類	標準縮尺	明示すべき事項	備考
位置図	1/2, 500 以上	① 敷地境界線 ② 行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 ③ 方位 ④ 道路、河川などの公共施設、その他目標となるもの	・敷地境界線は赤色で表示する。 ・行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。
配置図(※1)	1/250以上	① 方位、縮尺 ② 敷地境界線及び敷地面積の三斜求積 ③ 行為に係る建築物その他の工作物及び既存の建築物その他の工作物の位置 ④ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ⑤ 凡例及び面積内訳一覧表	・敷地境界線は赤色で表示する。 ・生産緑地地区の区域を黒色で表示する。 ・行為に係る建築物その他工作物の位置を黒色で表示し桃色で着色する。
平面図	1/250以上	① 方位、縮尺 ② 階別用途 ③ 形状・寸法 ④ 断面図に示す断面の位置	
立面図(※1)	1/250以上	① 縮尺 ② 形状・寸法	・2面以上とする。
断面図	1/250以上	① 縮尺 ② 形状・寸法	・2面以上とする。
求積図又は実測図 ※2	1/500以上	① 方位、縮尺 ② 行為を行う生産緑地地区の区域の確定面積 ③ 作成年月日 ④ 作成者記名	・行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。 ・生産緑地地区から除外する区域の境界線を赤色で表示する。
不動産登記法第14条第1項地図・地図に準じる図面(公図)の写し※3		① 方位 ② 敷地境界線 ③ 行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 ④ 行為に係る建築物その他の工作物の位置 ⑤ 閲覧場所名 ⑥ 作成年月日 ⑦ 作成者記名	・敷地境界線を赤色で表示する。 ・行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。 ・行為に係る建築物その他工作物を黒色で表示し桃色で着色する。
土地登記簿謄本又は土地登記事項証明書(全部)			・所有権を確認するもの。

※1 建築物その他の工作物の新築・改築又は増築する場合に添付すること

※2 公共施設等の設置により生産緑地地区の区域、面積が変わる場合又は、農業を営むために必要となる施設の設置のために実測する場合添付すること

※3 生産緑地地区指定時の公図の写しの内容が変わる場合添付すること

別表2 (第7条・第15条関係)

番号	図書の種類	買取申出の理由			買取希望の申出	様式	明示すべき事項	備考
		30年経過	死亡	故障				
1	位置図	○	○	○	○	1/2, 500以上	・方位 ・買取り申出をする生産緑地地区の区域 ・道路、河川などの公共施設、その他目標となるもの	区域界線を赤色で表示する。
2	不動産登記法第14条第1項地図・地図に準じる図面(公図)の写し	○	○	○	○		・方位 ・買取り申出をする生産緑地地区の区域 ・閲覧場所 ・作成年月日 ・作成者記名	区域界線を赤色で表示する。
3	求積図又は実測図	※1	※1	※1	※1	1/500以上	・方位 ・買取り申出をする生産緑地地区の区域の確定面積 ・作成者記名	区域界線を赤色で表示する。
4	生産緑地の農業の主たる従事者証明書		○	○	○	様式第11号		原本提出 農業委員会発行のもの
5	主たる従事者の診断書等			○			・法施行規則第5条に該当し、営農が不可能である旨	原本提出
6	疾病等の内容が明らかとなる書面				○			原本提出
7	権利を消滅させる旨の書面	※2	※2	※2	※2	様式第13号		
8	土地登記簿謄本または土地登記事項証明書(全部)	○	○	○	○			原本提出
9	遺産分割協議書※3		○					写し可(原本との照合が必要)
10	相続人関係図※3		○					写し可(原本との照合が必要)
11	被相続人の戸籍謄本※3		○			法務局発行の法定相続情報でも可	被相続人に出生から死亡までを確認できる戸籍(改製原戸籍)	写し可(原本との照合が必要)
12	相続人全員の戸籍謄本※3		○					写し可(原本との照合が必要)
13	農地等利害関係人全員の身分証明書の写し	○	○	○	○		公的な写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)を1種類、又は、その他の身分証明書を2種類	

※1 指定した生産緑地地区の区域の一部を買取り申出をする場合に添付すること。

※2 当該生産緑地が他人の権利の目的となっている場合に添付すること。また、必要に応じて権利の内容を示す書面を添付すること。

※3 相続登記前の場合に添付すること。

注) 各原本、またはその写しについては発行後3ヶ月以内の最新のものをを使用すること。